



広報

FUJISATO

ふじさと

2026

6

No.694
6月25日発行

主な内容

2面……特別弔慰金について ほか
 3面……森林環境譲与税の活用について
 4面……マイナンバーカードについて ほか
 5面……歯科診療所歯科医師紹介 ほか
 6面……外国人雇用について ほか

7面……自衛官採用試験のお知らせ ほか
 8～11面…後期高齢者医療について
 12～13面…まちのできごと・みんなのわだい
 14面……県民アンケートについて
 15面……Information広場

藤里町交通死亡事故抑止2,500日継続表彰伝達式



死亡事故ゼロ2,500日達成！

藤里町は令和8年5月19日で、
交通死亡事故ゼロ2,500日を
達成しました。

第十二回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について ～請求を受け付けております～

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

支給内容

額面 27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

支給対象者

令和7年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
- ・請求窓口の混雑が予想されます。お時間を要しますので、来庁される前に電話でのお問い合わせをおすすめします。

お問い合わせ・請求窓口

藤里町町民課 町民福祉係 ☎0185-79-2113

大館能代空港利用促進助成制度の変更について！！

ANA制度改正に伴い、5月19日の利用から下記のとおり変更になりました。

①全ての運賃種別が対象

今までは対象外の運賃種別がありましたが、5月19日の利用からは全ての運賃種別が対象となります。
※ただし、修学旅行での利用や他の助成との併用は、変わらず対象外です。

②確認番号の変更

搭乗証明書の発行に必要な確認番号が、航空券番号（数字13桁）へ名称を変更されました。
引き続き、大館能代空港をご利用ください。

【お問い合わせ先】藤里町総務課 企画財政係 ☎0185-79-2111

～森林環境譲与税を活用した藤里町の取組について～

【森林環境譲与税とは？】

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円のご負担をいただくことから、用途等を公表しなければならないとされています。

藤里町では、森林環境譲与税を以下の事業に使用しています。

【人材育成（体制の確保）】

◆地域林政アドバイザーを配置

森林経営管理制度等の円滑な実施のため、藤里町農林課林業振興係内に地域林政アドバイザーを配置しています。

【森林整備（計画策定・森林情報整備等）】

◆森林地理情報システム保守業務及び3Dビューワーシステム保守業務

林業業務の円滑化のために作成された森林地理情報システム、また、航空レーザ測量の実施により作成された、森林境界推定図の更新作業及び、システムの保守業務を行っています。

◆森林状況調査及び森林境界明確化事業

町内の民有林における私有林のうち、国土調査未実施山林について、森林所有者の立会いによる境界確認を実施し、測量及び図面等の作成を行っています。

◆森林経営管理意向調査事業

森林境界明確化事業の終了した地区において、経営管理権集積計画を定めることを目的に、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施しています。

令和7年度 森林環境譲与税の主な活用実績【森林環境譲与税：7,376千円】

◇森林地理情報システム保守業務及び3Dビューワーシステム保守業務（2,692千円）

森林地理情報システム、また、航空レーザ測量成果より作成した森林境界推定図の更新及びシステムの保守業務を実施。

◇森林状況調査及び森林境界明確化事業（4,294千円）

藤琴字寺屋布・上下湯の沢地区の一部において境界確認を実施、測量及び図面等を作成。

◇森林経営管理意向調査事業（390千円）

大沢字院内沢地区の一部森林所有者に対し、意向調査を実施。

※森林環境譲与税の用途等の公表は、藤里町ホームページで行っています。

マイナンバーカードについてのお知らせ

マイナンバーカードを作りたい、どうすればよいかわからない方は、ぜひご連絡ください。

- ・本人確認書類
(運転免許証1点 または資格確認書とマル福、年金手帳、介護保険証、年金証書等の2点)
- ・通知カード(お持ちの方のみ)があれば役場窓口での申請OK!

【要確認! 電子証明書の更新について】

- ・普段顔認証で使用していても手続きをする上では暗証番号が必要になります。暗証番号を確認しないまま来庁される方が多いですが、受付できませんのでお持ちの控えを確認の上来庁してください。
 - ・ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状をご記入の上同封の封筒に入れて封をしてお持ちください。
- ※同じ時期にカードを作っても誕生日で届く時期が異なりますので、カードに記載の有効期限をお確かめください。

★7月の休日マイナンバーカード手続き窓口

7月12日(日) 9時~12時まで ※予約必須(7月10日締切)

※予約がなかった場合は開設いたしません。

※平日時間外窓口は毎月第3火曜日 17:30~19:00(前日までに予約してください)

※平日時間外窓口の予約状況はホームページにてご確認ください。

(右の二次元コードからご確認くださいませ) ⇒



マイナンバーカードの申請、交付、手続き等についてお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】藤里町町民課 町民福祉係 マイナンバーカード担当 ☎0185-79-2113

金婚式を迎えられるみなさまへ



今年度の「敬老式及び金婚式」は、10月頃を予定しております。

金婚に該当される方、もしくは該当と思われる方は、7月10日(金)までに下記へご連絡をお願いします。

該当の方には後日、記念品のご案内をお送りします。

【金婚式の対象となる方】

昭和52年1月~12月に婚姻(戸籍上)された方

(昭和52年以前に婚姻し、金婚式の申込をしていない方を含みます。)

●ご連絡の際は、町民課 金婚式担当へ地区名・夫婦の名前・電話番号をお知らせください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 金婚式担当 ☎0185-79-2113

藤里町営歯科診療所 歯科医師のご紹介

藤里町営歯科診療所で勤務して下さる歯科医師の皆さんをご紹介します。
今年度は3名の歯科医師が診療を行っていきます。どうぞよろしくお祈いします。

※①…年齢 ②出身地 ③趣味 ④町民の皆様へ一言



【診療所長】^{まゑかわ しゅうじろう}前川 秀次郎 先生

- ①36歳
- ②岩手県盛岡市
- ③サイクリング、洗車
- ④悪い所の治療も大切ですが、悪くならないために予防することもとても大切です！まずは一度歯医者にいらして下さい。



【歯科医師】^{いとう りょう}伊藤 凌 先生

- ①33歳
- ②青森県三沢市
- ③サウナ、グルメ
- ④小さな悩みでもかまいません。お気軽にご来院をお待ちしております。



【歯科医師】^{やまもと りょう}山本 涼 先生

- ①33歳
- ②福島県相馬市
- ③映画鑑賞、子育て頑張っています。
- ④何かお口の悩みがあれば、気軽にご相談ください。治療と一緒に頑張っていきたいと思います。

【お問い合わせ先】藤里町営歯科診療所 ☎0185-79-1330

令和8年度 排水設備工事責任技術者資格認定試験の実施

令和8年度排水設備工事責任技術者資格認定試験を次のとおり実施いたします。

【受験申込期間】 令和8年7月6日（月）から7月21日（火）まで

【受験者講習会】 令和8年9月24日（木）9時30分から15時30分
藤里町三世代交流館2階 交流研修室

【資格認定試験】 令和8年10月30日（金）10時00分から12時00分
秋田県J Aビル（秋田市八橋南二丁目10-16）

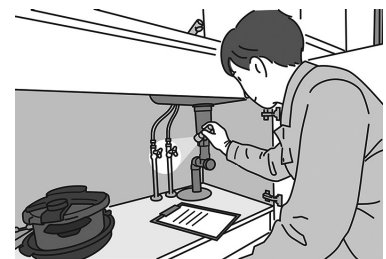
【受験申込方法】 申込書へ必要事項を記入の上、「振込金受領書」の写しを申込書の裏面に添付し、申込期間内に藤里町生活環境課（☎79-2115）へ提出してください。
試験の詳細や申込書のダウンロードはこちらから
<http://www.gs-akita.com>

【受験手数料】 6,000円（テキスト別）

※テキストは、受験者が準備くださいますようお願いいたします。

日本下水道協会発刊

「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」（定価2,530円）



【お問い合わせ】 ☎010-0945 秋田市川尻みよし町14-8

秋田県下水道協会 事務局 ☎018-864-1427

FAX018-862-7702

e-mail: gs-akita@eagle.ocn.ne.jp

「子ども・子育て支援金制度」について



【公的医療保険制度加入者の皆さまへ】

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。この制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える新しい分かち合い・連帯の仕組みで、全世代に支援金を負担いただくことで、子育て支援施策の拡充に充てられるものです。支援金は、皆さまが加入する医療保険の保険料と併せて納めていただくこととなります。

【子ども・子育て支援金の使いみち】

皆さまから納めていただく「子ども・子育て支援金」は、次の6つの施策に使われることとなっています。

児童手当
の拡充

妊婦の
ための
支援給付

出生後
休業支援
給付

育児時短
就業給付

こども
誰でも
通園制度

育児期間中
の国民年金
保険料免除

【後期高齢者医療保険、国民健康保険に加入されている方へ】

従来の保険料（税）に加えて「子ども・子育て支援金分」の徴収が開始されます。子ども・子育て支援金分の負担額は所得等に応じて異なりますので、7月上旬に送付する通知をご確認ください。

※後期高齢者医療保険、国民健康保険以外の方は、加入中の医療保険者にお問い合わせください。

子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせは、こども家庭庁コールセンターで受け付けています。



◆お問い合わせ先

こども家庭庁コールセンター

☎ 0120-303-272（受付時間 平日9時～18時）



▲こども家庭庁
ホームページ

外国人雇用はルールを守って適正に

～ともに働き、ともに支える社会へ～

★事業主は、外国人（技能実習生を含む）の雇入れ、離職の際は、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出る必要があります。

★事業主は、雇用する外国人労働者について、労働関係法令及び労働保険・社会保険関係法令を遵守するとともに、適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を發揮しつつ就労できるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、適切な措置を講じることが必要です。

※指針 → 厚生労働省トップページ＞分野別の政策＞雇用・労働＞雇用＞外国人雇用対策

外国人労働者についてのご相談は、最寄りの労働基準監督署又はハローワークまで

自衛官採用試験のお知らせ

☆願書受付期間

1. 一般曹候補生：7月1日（水）～9月 1日（火）
2. 2等陸海空士：7月1日（水）～9月 1日（火）
3. 航空学生：7月1日（水）～8月28日（金）



一般曹候補生

- 1次試験日（WEB試験）＝9月16日（水）～24日（木）のうち希望する1日
又は会場＝27日（日）秋田駐屯地（簡易センターWEB試験）
- 応募資格＝18歳以上33歳未満の男女（来春高卒者含）
- 1次合格発表＝10月7日（水）（合格者には2次試験のご案内を通知します。）

2等陸・海・空士【任期制自衛官】

- WEB試験日＝9月16日（水）～24日（木）のうち希望する1日又は会場＝27日（日）
秋田駐屯地（簡易センターWEB試験）
- 応募資格＝18歳以上33歳未満の男女（来春高卒者含）
- 身体検査・口述試験日＝（男女）9月30日（水）～10月5日（月）（女子限定）10月2日（金）
※予備日11月1日（日）のうち希望する1日
- 会場＝陸上自衛隊秋田駐屯地
- 最終合格発表＝10月下旬から11月上旬

航空学生【パイロット等を養成する制度】

- 1次試験日＝9月19日（土）及び9月26日（土）
※試験日は、受付時の本人の希望により決定します。
- 会場＝実施場所未定（県内1か所以上を設置します。）
- 応募資格＝18歳以上24歳未満の男女（来春高卒者含）
- 1次合格発表＝10月9日（金）（合格者には2次試験のご案内を通知します。）

【お問合せ・詳しい要項(願書)の請求】

自衛隊秋田地方協力本部 能代地域事務所 ☎0185-52-0768まで

自衛官・警察官・消防官採用制度説明会のお知らせ

令和8年度自衛官・警察官・消防官採用コースの募集要項（願書）の他、仕事内容、処遇及び福利厚生についての説明会を行います。どなたでも参加出来ます。

なお、入退室についても自由ですので、お気軽にご参加下さい。

【日 時】 7月18日（土） 自衛隊・警察・消防合同説明 午前9時～12時
午後1時～ 3時（警察・自衛隊）

【会 場】 能代市中央公民館「2F 視聴覚室」（能代市追分町4-26）☎0185-54-8141

※ご不明な点があれば、こちらにお問合せください。

自衛隊秋田地方協力本部 能代地域事務所（能代合同庁舎1階 ☎0185-52-0768）

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療の保険料額決定通知をお届けします（7月上旬）

7月上旬に令和7年中の所得に応じて確定した、令和8年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知を加入者の皆様にお送りします。必ず内容をご確認ください。

【保険料のお支払い方法】

保険料は原則として、特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、対象となる年金受給額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせて保険料が年金の1/2を超える方は普通徴収（口座振替または納付書での納付）となります。

※納付書が同封されている方は、納め忘れがなく、納付の手間のない、口座振替がおすすめです。口座振替ご希望の方は、通帳、通帳の届出印、届いた納付書一式をご持参のうえ、町民課④窓口へお越しください。

保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人単位で賦課されます。

保険料は、特別徴収（年金からのお支払い）と普通徴収（口座振替または納付書でのお支払い）での納付になりますので、ご確認ください。

令和8年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和8年度から保険料率に変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

年間保険料の構成		保険料率の改定	
医療分（※1） 均等割額【55,996円】 + 所得割額【（総所得金額）－43万円】 ×9.73% （限度額85万円）※100円未満切捨て		令和7年度まで	
+ 子ども分（※2） 均等割額【1,350円】 + 所得割額【（総所得金額）－43万円】 ×0.25% （限度額2万1千円）※100円未満切捨て		均等割額	45,260円
		所得割率	9.02%
		令和8年度から （子ども分は令和8年度の額）	
		均等割額	医療分：55,996円 子ども分：1,350円
		所得割率	医療分：9.73% 子ども分：0.25%

※1 従来の後期高齢者医療保険負担分を「医療分」と表記しています。

※2 子ども・子育て支援納付金分を「子ども分」と表記しています。

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆様に送付しています。

医療費の急増などが原因で、保険料は年々増加傾向にあります。

健康で安心な医療制度運営のため、ご理解とご協力をなにとぞよろしくお願いいたします。

なお、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で設置するコールセンターで受け付けます。

☎0120-331-150（午前9時～午後6時 ※土・日・祝日を除く 令和8年7月1日～9月30日）

子ども・子育て支援金制度について

国により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まりました。

子ども・子育て支援金制度は、全世代から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただき、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。皆様から拠出いただく支援金は、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」などの子どもや子育て世帯を支援する事業に充てられます。

子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせは、こども家庭庁コールセンターで受け付けています。
お問い合わせ先：こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272

令和8年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。

<均等割額> 医療分 : 55,996円
子ども分 : 1,350円

<所得割額> 医療分 : 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 9.73%
子ども分 : 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 0.25%

○均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	令和7年度との差額
43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円	医療分 7.2割 ※1 子ども分 7割	医療分 : 15,678円 子ども分 : 405円	医療分 : 2,100円 子ども分 : 405円
43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円+31万円×世帯の被保険者数	5割	医療分 : 27,998円 子ども分 : 675円	医療分 : 5,368円 子ども分 : 675円
43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円+57万円×世帯の被保険者数	2割	医療分 : 44,796円 子ども分 : 1,080円	医療分 : 5,368円 子ども分 : 675円

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

- ▶ 一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- ▶ 公的年金等に係る所得を有する方
（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）

※1 令和8・9年度は特例として医療分の7割軽減を7.2割軽減とします。

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお届けします(7月下旬)

有効期限が令和8年7月31日の資格確認書をお持ちの方へ、新しい「資格確認書」(紫色)か「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」のどちらかが7月下旬に送付されます。送付対象となる方は次のとおりです。

● 「資格確認書」(紫色)が送付される方(次のいずれかに該当する方)

- ・ マイナ保険証(※健康保険情報登録済みのマイナンバーカード)をお持ちでない方
 - ・ 85歳以上の方
 - ・ マイナ保険証を直近1年間に6回以上利用しなかった84歳以下の方
 - ・ マイナ保険証を直近3か月に利用しなかった84歳以下の方
- ※「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」は送付されません。

● 「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」が送付される方

- ・ マイナ保険証(※健康保険情報登録済みのマイナンバーカード)を直近1年間に6回以上利用し、かつマイナ保険証を直近3か月に1度でも利用した84歳以下の方

「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」は、医療機関の窓口などでマイナ保険証が読み取れないときに補助的に使用できますが、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」だけでは医療機関を受診することができませんので、必ずマイナ保険証と一緒に医療機関へ持参するようお願いします。

また、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」が送付される方には、「資格確認書」は交付されませんが、次のいずれかに該当する方は町民課④窓口へ申請することで「資格確認書」を交付します。

- ・ マイナ保険証を紛失、更新中で一時的に利用できない方
- ・ マイナンバーカードを返納する方
- ・ 介助者などの第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」がお手元に届きましたら、内容に誤りがないかご確認いただき、8月1日以降医療機関を受診する場合は、新しい資格確認書またはマイナ保険証をお使いください。

なお、現在の資格確認書に自己負担区分が記載されている場合、新しい資格確認書にも自己負担区分が記載されています。自己負担区分欄に記載がない方で記載を希望する場合は町民課④窓口へ申請してください(「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」には負担区分が記載されていませんが、マイナ保険証で負担区分が確認できるようになっています)。※マイナンバーカードを取得したい方は、「町民課②窓口」で申請をしてください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

主治医や薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

医療費通知について

資格確認書またはマイナ保険証を使って治療や施術を受けられた方に「医療費通知」をお送りします。医療機関名や医療費、自己負担相当額などが記載されており、確定申告で使用する場合もありますので、大切に保管してください。 発送時期については下記のとおりです。

発送時期

第1回目：令和9年1月中旬（令和8年 1月 ～ 令和8年10月診療分）

第2回目：令和9年2月下旬（令和8年11月 ～ 令和8年12月診療分）

入院したときの食事代について

入院したときは下表の所得区分（適用区分）に応じた食事代を自己負担します。また、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間で入院日数が90日を超えた方は申請をすることによって食事代が減額されます。

やむを得ず減額が適用されなかった場合でも、申請によって差額の支給を受けることができますので、詳しくは町民課④窓口にご相談ください。

所得区分(適用区分)		1食あたりの食事代 (自己負担額)
現役並み所得者・一般		550円
低所得Ⅱ	90日までの入院	270円
	過去1年間（低所得Ⅱの減額認定を受けている期間に限る）で90日を超える入院で申請した方	220円
低所得Ⅰ		130円

交通事故などがあったとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので町民課④窓口にご相談ください。

まちのできごと

横倉地区棚田

田植え体験ツアー開催

5月23日(土)、横倉地区にある棚田で、白神ぶなつこ教室主催の田植えツアーが開催されました。

このツアーは、同団体が横倉地区の棚田の保全を目的として行っている「棚田オーナー制度」の一環として実施しているもので、今年で16年目の開催となります。

当日は好天に恵まれ、さわやかな青空の下、参加した県内の家族連れや東北農政局の職員などが、地元関係者の指導の下で熱心に田植え作業を行っていました。横倉地区の棚田は、農林水産省が認定する「つなぐ棚田遺産」に、秋田県で唯一認定されています。



横倉地区での田植えの様子

義務教育学校

藤里学園運動会開催

5月27日(水)、藤里学園運動会が開催されました。今年度のテーマは「輝

望(きぼう)〜Let's say! めざせゴール! 112人の魂をふるわせろ〜」。

当初予定していた24日(日)が悪天候のため開催延期となりましたが、この日は一転して好天に恵まれ、会場には沢山の保護者や町民が応援に訪れました。



ゴールに向かって全力疾走

藤里学園5年生

田植え体験

6月2日(火)、藤里学園5年生の児童14名が、田植え作業を体験しました。この日植えたのは、あきた白神農業協同組合から提供されたあきたこまちの苗で、子どもたちは町農林課職員の指導を受け、慣れない田んぼに足を取られながらも、一生懸命苗を植えていました。



青空の下、元気に田植えをする児童

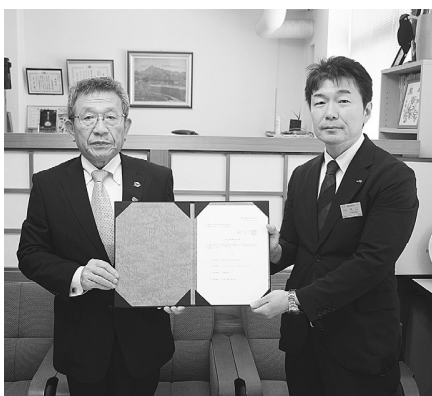
JR鉄道文化財団

助成事業通知書授与

6月5日(金)、藤里町・秋田白神ガイド協会・東日本旅客鉄道株式会社で構成される「藤里駒ヶ岳登山道改修事業実行委員会」に対し、JR鉄道文化財団から助成事業通知書が授与されました。

同委員会は、藤里駒ヶ岳の豊かな自然環境を守り、その価値を次世代へ伝えるため、安全な登山道の確保と利用促進を目的として設置されており、昨年度の225万円に続き、今年度は300万円の助成を受けて登山道の改修を進めていきます。

改修工事は、樺岱ルート山頂付近(通称・クサリ場)の危険箇所 の保全工事(繰越事業)と、田苗代湿原の木道にある小型橋の架け替えを実施する計画です。これらの整備により、藤里駒ヶ岳を訪れる皆さんがより安全に登山を楽しめる環境づくりを進めていきます。



通知書を受け取る佐々木町長

web版 まちのできごと・みんなのわだい

紙面には掲載しきれなかった町の様子を、オンラインでも紹介しています。右の二次元コードを読み込んで、スマートフォン等からもご覧いただけます。



Facebook



ホームページ

藤里町地域おこし協力隊
情報更新中!



Facebook



Instagram

交通死亡事故ゼロ

2,500日達成

6月5日(金)、藤里町総合開発センターにて、交通死亡事故抑止継続2,500日達成表彰伝達式が行われました。式では佐々木町長に対して、山本地域振興局長、能代警察署長からそれぞれ、知事表彰、県警本部長顕彰の伝達が行われました。
藤里町は令和8年5月19日で、交通死亡事故ゼロ2,500日を達成しました。



秋田県知事表彰を受ける佐々木町長

藤里幼稚園

うめ組

稚鮎放流体験

6月9日(火)、藤里幼稚園のうめ組園児らによる鮎の放流体験が行われました。
当日は時折雨の降る少し肌寒い天気でしたが、長靴をはいた園児たちは、川の中まで入って元気に鮎の放流を行いました。



「おおきなあれ」の掛け声で一気に放流

藤里幼稚園

家庭教育学級開催

6月10日(水)、藤里幼稚園で家庭教育学級が開催されました。
この事業は、子育てに対する教養を高め、家族のふれあいを深めることを目的として、父の日の時期に合わせて毎年開催されているものです。
今年度は、音楽に合わせて体を動かす「リトミック」の体験と「イヤイヤ・反抗期に向き合うために」と題した保護者向け講話が行われ、参加した保護者達は子育てに関する理解を深めていました。



親子で「リトミック」体験の様子

広告

まだまだ働きたい 60歳以上のあなた

初年度年会費無料

お仕事説明会のご案内 (午前10時開会)

- ・開催日 7月 2日(木) 当センター会議室
- 9日(木) ニツ井町公民館
- 16日(木) 当センター会議室 (女性限定)
- ・対象者 能代市、藤里町に住む原則60歳以上の方



ごようはシルバー
公益社団法人能代市シルバー人材センター TEL 54-4688



みんなのわだい



「災害への備え」に関する 県民アンケートにご協力ください

近年、全国で大規模な自然災害が頻発し、秋田県も昨年まで4年連続で大雨による甚大な被害に見舞われています

人口減少と高齢化が進む中、「災害に強い地域社会」をつくるためには何が必要かを考えるため、県民アンケートを実施します

お寄せいただいた意見を分析し、「秋田県防災基本条例(仮称)」案の検討に活用します



大雨被害(R5年・秋田市)

大雪被害(R8年・北秋田市)



自主防災組織の訓練

家庭内備蓄

質問は5つ!

- Q1. あなたの日頃の『災害への備え』は何点ですか?
- Q2. あなたが日頃実行している『災害への備え』は何ですか?
- Q3. 災害時、あなたは周りと一緒に行動できますか?
- Q4. 災害時、高齢者など支援が必要な人に配慮して行動できますか?
- Q5. 災害時、どのようなことを不安に感じますか?

★★ 回答フォームはこちら ★★

【PCの方は】

美の国あきたネット

キーワードで検索

96565

【スマホの方は】



秋田県総務部総合防災課

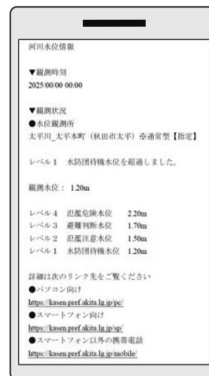
TEL 018-860-4505

【県からのお知らせ】

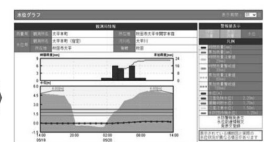
かわ 「あきた河川メール」 をご活用ください

令和5年
3月1日
運用開始

県内の河川の水位や降雨量の情報をメールでお知らせします
ご自身の避難行動や、離れた場所に住む大切な人の避難への呼びかけなどにもご活用できます



配信画面イメージ



リンク先イメージ

登録は
こちら
から



<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/69992>

Information 広場

秋田海上保安部からのお願い

まもなく海水浴シーズンを迎えますが、この時期は毎年、海難事故が多く発生しております。海水浴を楽しむために、次の9つの約束を守ってください。

- ・気象海象情報を入手する
- ・開設された海水浴場で泳ぐ
- ・海に入る前には準備運動する
- ・複数人で行動する
- ・離岸流に注意する
- ・子供から目を離さない
- ・無理せずこまめに休憩する
- ・飲酒したら泳がない
- ・揺れを感じたら迷わず逃げる



マリネンジャー安全情報
「ウォーターセーフティガイド」

ふじさと白神のめぐみフェスティバル (町民祭) ボランティアスタッフ募集

10月25日(日)開催予定の「ふじさと白神のめぐみフェスティバル2026」を一緒に盛り上げてくれる方を募集します。

ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

※令和7年度より町民祭から「ふじさと白神のめぐみフェスティバル」へ名称変更となりました。

【内 容】

実行委員会の参加、イベント当日の運営等

【応募期限】 7月31日(金)

【お申込み・お問合せ】

藤里町商工観光課

☎ 0185(79) 2115

企業在職者向け講習会開催

① トップメカニックのためのマイコン入門講習

【期 間】 8月6日(木)～7日(金)

【場 所】 鷹巣技術専門学校

【時 間】 午前9時から午後4時まで

【内 容】

Arduino等を用いた簡単なマイコン制御を習得

したい自動車整備士のための入門講習です。

【対象者】 企業在職中の方

【定 員】 10名

【受講料】

無料(ただしテキスト代1,300円)

【申込締切】 7月22日(水)

② エクセル中級講習

【期 間】 8月27日(木)～28日(金)

【場 所】 鷹巣技術専門学校

【時 間】 午前8時30分から午後3時まで

【内 容】

文字入力できる方対象。効率の良いデータ入力や、よく使う関数の入力、表示形式などを習得します。

【対象者】

企業在職中で文字入力のできる方

【定 員】 10名

【受講料】

無料(ただしテキスト代770円)

【申込締切】 8月5日(水)

【申込み・お問い合わせ】

秋田県立鷹巣技術専門学校

☎ 0186(84) 8351

FAX 0186(84) 8352

アリナスだより

● 水泳教室

【ビギナーコース】

○期間 8月10、17、24、31、9月7日(全5回)

午後1時30分～午後2時30分まで

○定員 10名(成人)(申込多数の場合は抽選)

【ステップアップコース】

○期間 8月10、17、24、31、9月7日(全5回)

午後2時30分～午後3時30分まで

○対象 クロールで25m以上泳げる方

○定員 6名(成人)(申込多数の場合は抽選)

【ビギナー・ステップアップコースとも】

○費用 1,600円

○申込 7月1日(水)～20日(月)まで

フロントへ直接申込

● 8月のバランスボールエクササイズ

【木曜コース】

○期間 8月20、27日(全2回)

○時間 午後1時30分～午後2時30分まで

○費用 700円

【金曜コース】

○期間 8月7、21、28日(全3回)

○時間 午前10時30分～午前11時30分

○費用 1,000円

【火曜・金曜コースとも】

○定員 20人(成人)(申込多数の場合は抽選)

○申込 7月1日(水)～20日(月)まで

フロントへ直接申込

【お問い合わせ先】

能代山本スポーツリゾートセンターアリナス

☎ 0185(54) 9200



いーぶるだより

藤里町三代交流館 図書室
でんわ 79-1327 (内線342)



本をさがす・図書室
Facebookをみるには
こちらからどうぞ!

★利用できる時間は
平日 …午前10時～午後6時
土・日・祝祭日
…午前9時15分～午後6時
※土・日・祝祭日は、正午から
午後1時のあいだは、一時休みます。
★図書はひとり7冊、20日間
までかりることができます。



新しく入った本

- 一滴の沈黙 相場/英雄//著
- 空き家と移住 垣谷/美雨//著
- 異常に非ず 桜木/紫乃//著
- ふつうの家族 辻堂/ゆめ//著
- ファイア・ドーム 上・下 辻村/深月//著
- 謎の香りはパン屋から 2 土屋/うさぎ//著
- 多類婚姻譚 風良/ゆう//著
- 野球が好きすぎて 東川/篤哉//著
- 日本全国歩いた！調べた！ トク盛「名字」井 高信/幸男//著
- イラスト解説だから、はじめてでもわかる 簿記の教科書 1年生 宇田川/敏正//著

ティーンズ・子どもの本

- ふしぎ駄菓子屋銭天堂 吉兆通り 5 廣嶋/礼子//作
- 世界のスター伝記絵本シリーズ BTS パク・ヘソン//絵
- おくすりのタネをさがしてみよう 日本医師会//編
- プロフェッショナルズ たなか/ひかる//作
- 女の子がハッピーに生きるための 3つのこと 福木/はる//著

延長開館日のお知らせ

7/7 (火) 27 (月)は

よる7時まで
図書室を利用できます



よるかふえ ～本を一冊、携えて～



5月に開催した読書会は「よるかふえ」と称して地域おこし協力隊の奈良さんが淹れたコーヒー、ハーブティーをおともに、皆さんそれぞれの「推し本」について語り合いました。自分ではなかなか手に取ることのない本に出会え、また参加者の素敵な一面を垣間見ることができ、おかげさまで毎回楽しく、和やかな会となっております。次回の告知はポスターの掲示のほか図書室Webページや藤里町公式LINE等で配信します。



あめふりピンゴ

●雨の日に図書室に来ると 1マス
●雨の日に本を借りると、さらに1マス
●晴れ・くもりの日は本を借りると 1マス

カウンターでスタンプを押します
ぜんぷりまると、ささやかな
あみあげを差し上げます!! (7/17まで)

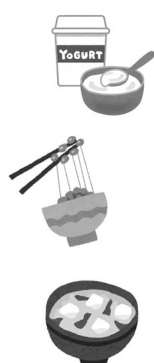
雨の日はスタンプ2倍!!

スタンプがいっぱいになりましたら、ガチャガチャを受け取ってください。(カードはひとり1枚、7月17日まで)

●雨の日に図書室に行くこと 1マス
●そして本を借りると さらに1マス
つまり、雨の日に図書室に行き本を借りると合計2マスのスタンプがもらえます。
●晴れ・くもりの日は 本を借りたら1マス

図書室カウンターで、皆さんにピンゴカードをお渡ししています。

雨の日は、まさかの図書室へ!
「あめふりピンゴ」開催のお知らせ



味噌、醤油、納豆にヨーグルト、チーズなどなど…。私たちが日常的に取り入れている発酵食品に関する教養本はもちろん、おいしくいただくためのレシピや、ぬか床や麹などの発酵食を自分で作るノウハウまで、コーナーにまとめた展示貸出しています。

からだにいいことたくさん「発酵食」。暑さに負けない体づくりにお役立てください。

コーナーの大部分は、秋田県立図書館からの借受図書です。この機会にどうぞご利用ください。

発酵食品特集!

ほんだな



ぞめいふくち
お衍りします

《休日の死亡届について》

休日の死亡届の連絡方法は、下記をご確認ください。

【受付時間】午前8時30分～午後3時

【連絡先】☎0185-79-2111

※上記番号に電話すると「アルソック」が対応します。

①「死亡届の連絡である旨」

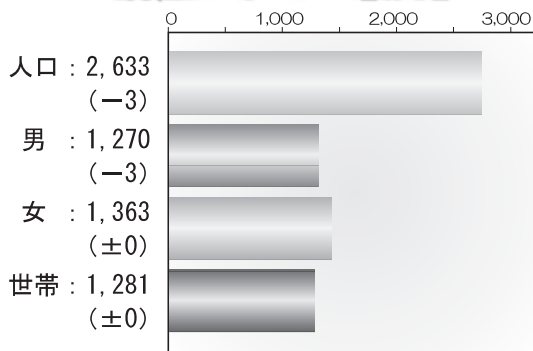
②「折り返しの連絡者の氏名と電話番号」

をお伝えください。

後程、役場の担当職員が折り返しの連絡をいたします。

午後3時以降の受付については翌日の届け出となります。

藤里町三二統計



☆5月31日現在・()内は前月比

出生:0人・死亡:4人・転入:2人・転出:1人

交通死亡事故ゼロ
2,532日

無火災
1,144日

(令和8年6月20日現在)

町発注事業

入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

◇4月分◇

○本人確認書類裏書印字システム PASiDCube

【請負者】株式会社 アチカ

【請負額】1,078,000円

【期間】令和8年5月28日

○令和8年度 植林予定地測量及び製図作成業務委託

【請負者】白神森林組合

【請負額】1,050,500円

【期間】令和8年9月30日



◇5月分◇

○令和8年度 森林状況調査及び森林境界明確化業務委託

【請負者】白神森林組合

【請負額】7,150,000円

【期間】令和9年1月29日

○米田橋撤去工事(1期施工)積算資料作成業務委託

【請負者】一般財団法人

秋田県建設・工業技術センター

【請負額】2,145,000円

【期間】令和9年3月19日

○道路橋(小規模)定期点検業務委託

【請負者】一般財団法人

秋田県建設・工業技術センター

【請負額】1,562,000円

【期間】令和9年3月26日

○道路橋定期点検業務委託

【請負者】一般財団法人

秋田県建設・工業技術センター

【請負額】11,376,200円

【期間】令和9年3月26日

7月の休日当番医 (能代市山本郡医師会)

休日受診したい場合は、必ず事前に電話にて医療機関へ症状等を伝えてください。

変更する場合がありますので新聞や電話でもご確認ください。



◇休日当番医 (10:00~16:00)

7/5(日) 瀬川医院 ☎54-3322

7/12(日) わたなべ整形外科 ☎52-8881

7/19(日) 小西整形外科医院 ☎52-3944

7/20(月) 楊整形外科 ☎89-7771

7/26(日) 白坂内科胃腸科医院 ☎54-6624

◇小児科休日当番医 (9:00~12:00)

7/5(日) 平野医院 ☎54-3181

7/12(日) 石川こどもクリニック ☎52-8558

7/19(日) 平野医院 ☎54-3181

7/26(日) 石川こどもクリニック ☎52-8558

JULY

7月の行事予定

文 月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせください。

1	水	先負	鮎釣り解禁～10月31日（粕毛漁協） 社会を明るくする運動 青少年の被害・非行防止全国協調月間（～31日）	17	金	先負	
				18	土	仏滅	藤里幼稚園夏まつり
				19	日	大安	夏の青少年健全育成運動（～8/16）
2	木	仏滅		20	月	赤口	海の日
3	金	大安	ばんぶ～ひろば（0・1・2歳児 9:00 保育園） 3歳児健康診査	21	火	先勝	第26期第1回農業委員会総会（10:00） はっぴいばんぶ～「子育て支援講座」（9:30 開発センター） マイナンバーカード平日時間外窓口（17:30～19:00 予約制）
4	土	赤口					
5	日	先勝	エコツアー「初夏の白神ハイキング～ニッコウキスゲに会いに行こう」				
6	月	友引		22	水	友引	藤里幼稚園一学期終業式 藤里学園一学期終業式 少年教室開校式
7	火	先負	第37回農業委員会総会（10:00） 藤里幼稚園七夕まつり 1歳6か月児健康診査				
8	水	仏滅	藤里学園4・5年生宿泊体験学習（～9日）	23	木	先負	藤里幼稚園夏季休業（～8/25） 藤里学園夏季休業（～8/23） 矢坂みどりの会草刈作業②（8:00～17:00 ～29日）
9	木	大安					
10	金	赤口		24	金	仏滅	
11	土	先勝	行政相談（10:00～12:00 開発センター） 夏の交通安全運動（～20日）	25	土	大安	
				26	日	赤口	
12	日	友引	藤里保育園夏祭り 藤里まちなかMusic Fes. 2026（藤里まちなか盛り上げ隊） マイナンバーカード休日窓口（9:00～12:00予約制）	27	月	先勝	
				28	火	友引	素波里神社例大祭
13	月	先負		29	水	先負	からだまるっと測定日/健診結果説明会（10:00～15:00 開発センター和室）
14	火	赤口	いきいき健康教室（10:20～ 開発センター）	30	木	仏滅	いきいき健康教室（10:20～ 開発センター）
15	水	先勝		31	金	大安	第50回社会福祉大会
16	木	友引	八坂神社例大祭 専門相談所（10:00～15:00 開発センター）	固定資産税 第2期納期限 国民健康保険税 第1期納期限			

編集後記

雨の多い季節です。この時期は屋外のイベントなど、直前まで当日の天気が心配になります。ところで、お日様が出ているのに雨が降る、いわゆる「お天気雨」のことを何故か「狐の嫁入り」と呼ぶことがあります。藤里町にも、「狐の嫁入り」を題材にした「鼻黒とまん」という昔話が伝わっていますが、このお話では、お天気雨ではなく正体不明の怪しい火の行列のことを「狐の嫁入り」と言っています。6月といえばジュニアブライドの季節でもあるので、いつ狐の嫁入りに行き会っても良いように、外出の際は折り畳み傘を忘れないようにしようと思います。（ナリタ）

○編集発行：藤里町総務課 TEL 0185-79-2111
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8
ホームページ <http://www.town.fujisato.akita.jp/>

藤里町Facebookも随時更新中です！→

